

65歳以上で運転免許証を自主返納した方へ

町では、平成29年4月1日から、運転する意思がなく自主的に運転免許証を返納された65歳以上の方を対象に下記の支援を行っています。

▼申請場所 白鷹町役場町民課
くらし環境係 ③番窓口

▼受付時間 午前8時30分～午後5時（土日祝日を除く）

▼必要書類（必須）

①申請による運転免許の取消通知書（警察署にて発行）

②印鑑（認印）

③本人確認ができるもの

【問い合わせ】

町民課くらし環境係

☎ 85-6131（直通）



対象者	白鷹町に住所がある65歳以上の高齢者で、運転免許証を自主的に返納した方 ※返納した日から1年以内に申請が必要です。
支援内容	<p>①デマンドタクシー料金11,000円分の回数乗車券（100円×11枚綴りを10冊）を贈呈します。 （健康福祉課の「高齢者運転免許証自主返納支援事業【認知症により介護認定を受けている方】」への申請をなさらない方）</p> <p>②運転経歴証明書を提示した場合、デマンドタクシー料金を割引（500円を300円に割引）します。 ※上記①、②の併用が可能です。 ※上記①についての支援は1人1回限りです。 ※過去に自主返納した方は、②を適用します。</p>

●平成29年度空き家等対策施策について

空き家の管理・利活用・除去等をサポートします

本町の空き家は、平成28年度調査で452件を把握し前回調査から80件増加しました。そこで町では、空家等対策の推進に関する特別措置法や白鷹町空家等対策計画に基づき、次のような事業を実施します。

■空き家の適正管理

第一義的に所有者等が自らの責任により適切に管理することが原則です。

■空家等対策の推進に関する特別措置法による法的措置

【空家等対策協議会による対策の検討】

- ・2次調査の実施（外観調査）及び立入調査の実施
- ・特定空家等の認定協議

【特定空家等に対して】

- ・助言、指導、勧告、命令、行政代執行の対応を行います。

■住宅リフォーム総合支援事業

空き家の利活用を促進するため、空き家のリフォームに対し現行制度に上乗せして支援します。詳しくは、広報しらたか4月号をご覧ください。

■空き家等解体補助事業

増加する危険空き家の減少を図るため、所有者等（法定相続人）が実施する解体工事を支援します。

▷補助率 1/2（上限50万円）

▷対象建物 特定空家等に認定された建物

■空き家バンク利活用支援事業

空き家の利活用や移住を促進するため、空き家バンク事業を通して売買・賃貸の成約者（転入者）に対し、引越費用等の一部を支援します。

▷売買 100,000円/件

▷賃貸 50,000円/件

■空き家管理サービス

所有者が施設入所や死亡により管理が行き届かない場合に、空き家対策ネットワーク協議会（町内不動産業者6社で構成）が日常的な管理を代行する空き家管理サービスを提供します。

▷月額 ①5,000円コース ②10,000円コース

▷サービスの内容

建物内外の点検と確認、建物の通気と換気、郵便等の転送、庭木等の状況確認、簡単な清掃作業、災害時の建物状況確認、建物状況報告書の送付など。

※その他の管理業務は、別途ご相談ください。

【問い合わせ】

空き家総合窓口：企画政策課コミュニティ推進係

☎ 87-0830